

熊本の食 EC 販路拡大緊急支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 熊本の食 EC 販路拡大緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、県内の農林畜水産物生産者や物産事業者等が物価高騰等の影響を受ける中、今後も市場規模が拡大する EC 市場における県内事業者の販路開拓の取組みを支援し、県産品の認知度向上と販路拡大、ひいては事業者の収益改善を図ることを目的とする。

(補助対象事業の内容等)

第3条 補助対象となる経費、事業者、補助上限額は別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第4条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式第1号を準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業者が知事に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときの承認申請書は、別記様式第2号によるものとする。

(実績報告)

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書及びその他知事が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号を準用）
- (2) 補助事業に要した経費に係る経理証拠書類等

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助対象事業者	補助上限額
<p>EC 市場における県産品の認知度向上と販路拡大を図るため、民間事業者が実施する以下の経費</p> <p>(1) 県内事業者の EC 市場での販路拡大に向けた個別伴走支援に要する経費</p> <p>(2) 県が実施する県産品の販路拡大のイベントと連動した EC サイトでの「熊本県 WEB 物産展」の実施に要する経費</p> <p>(3) (1)、(2) の事業効果検証の実施および支援対象事業者への成果や課題等のフィードバックに要する経費</p>	民間事業者 (※共同申請可)	定額 (上限 30,000 千円 / 1 者)